

## 誓 約 書

私  
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの  
私共

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

北海道 総合振興局長  
振興局長様  
道税事務所長

(免税軽油使用者)  
氏名又は名称

---

### 備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、  
免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

## 注意事項及び地方税法施行令

### 1 注意事項

- ア 本書は免税軽油使用者証の新規申請、又は更新申請の際に必ず添付すること。
- イ 誓約者の記名押印は、免税軽油使用者証交付申請者と同一であること。
- ウ 二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合（共同申請）にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

### 2 地方税法施行令(抜粋)

#### 第43条の15第15項

- 第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第3号 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法若しくは関税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- 第4号 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。